

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外など

1件 不当金額(支出) 5億0065万円

1 交付金事業の概要

京都府京都市は、平成28年度から30年度までの間に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、京都市中央卸売市場第一市場内の立体駐車場の建設、水産棟の改修等を実施した。

「強い農業づくり交付金実施要領」、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」等(これらを「実施要領等」)によれば、事業主体は、事業完了後に実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告することとされ、都道府県知事等は、当該報告を受けた後に交付対象事業が適正に完了したことを確認することとされている。そして、農林水産省は、実績報告書に記載することとされている交付金事業の成果は事業実施年度末時点における工事の出来高であるとしている。

また、実施要領等によれば、既存施設の撤去に係る費用は交付の対象外とされており、交付金の交付率については、施設区分ごとに設定されていて、売場施設区分は4/10、駐車施設区分等は1/3とされている。

2 検査の結果

同市は、28年度事業(29年度に繰越し)及び29年度事業(30年度に繰越し)を事業費計45億0233万円(交付対象事業費同額)で実施したとする実績報告書を京都府に提出して、交付金計15億7955万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記の交付対象事業費45億0233万円に、請負業者に支払った翌年度の工事に係る前払金計10億7900万円を含めており、実際の工事の出来高は、29年度末時点14億7395万円、30年度末時点19億4937万円、計34億2333万円となっていた。したがって、実績報告書の交付対象事業費45億0233万円のうち上記の10億7900万円は、実績報告書に記載することとされている事業実施年度末時点における工事の出来高ではなく、交付の対象とならないものであった。また、同市は、駐車施設等の建設用地上にあった既存施設の撤去に係る費用は交付の対象とならないのに、その費用計2億4478万円を交付対象事業費に含めていたり、水産棟の改修として整備した施設のうち、屋外駐車場のスロープ等に係る交付対象事業費計8350万円は、駐車施設区分等に該当するため、交付率を1/3とすべきなのに、交付率4/10を適用していたりしていた。

したがって、前記の事業実施年度末時点における工事の出来高に該当しない額及び既存施設の撤去に係る費用を交付対象事業費から除外し、駐車施設区分等に該当する施設等に係る交付対象事業費に交付率1/3を適用して、適正な交付金の額を算定すると計10億7890万円となり、前記の交付金交付額15億7955万円との差額5億0065万円が過大となっていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
近畿農政局	京都府	京都市 (事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	平成 28～30	円 45億0233万 (45億0233万)	円 15億7955万	円 14億0729万 (14億0729万)	円 5億0065万